

「こまつこま」くらぶの 安全・安心サポーターを募集

消費者啓発に関する活動をお手伝いしてくれるボランティアを募集しています。

【活動内容】

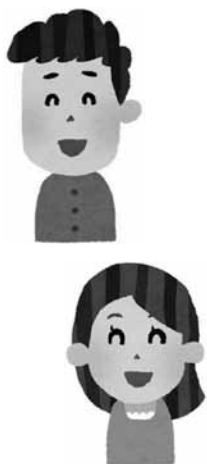
- ① 市が発信する消費者被害などに関する情報の伝達や被害防止を呼びかける活動
- ② 消費者被害にあった市民に消費生活相談窓口を紹介する活動
- ③ 市が実施する消費生活に関する事業に参加協力する活動
- ④ 消費者啓発の担い手として、講座の講師や寸劇などに参加する活動
- ⑤ 消費生活に関わる事項についての提言活動

【申込・お問い合わせ先】

小松島市消費生活センター

(市教育委員会庁舎1階)

☎ & FAX 38・6880



国民健康保険税の税率が平成29年度から改定されます

基礎課税分 (加入者全員)			後期高齢者支援金分 (加入者全員)			介護納付金分 (40歳から64歳の加入者)		
	旧税率	新税率		旧税率	新税率		旧税率	新税率
所得割①	8.1%	8.5%	所得割⑤	2.2%	2.4%	所得割⑨	2.3%	2.6%
資産割②	31.7%	31.7%	資産割⑥	8.3%	8.3%	資産割⑩	7.0%	7.0%
均等割③	21,600円	23,000円	均等割⑦	6,200円	6,800円	均等割⑪	7,700円	8,100円
平等割④	23,600円	24,900円	平等割⑧	6,500円	6,900円	平等割⑫	5,500円	5,800円

★国民健康保険税は、①から⑫の合計額で世帯単位で計算します。

所得割：加入者の所得に応じた計算

資産割：加入者の資産に応じた計算

均等割：世帯の加入者数に応じた計算

平等割：世帯につき計算

★賦課限度額は、基礎課税分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円で平成28年度と同額です。

平成29年度国民健康保険税 軽減制度のお知らせ

一定の所得以下の世帯については、均等割と平等割について次の割合で減額されます。

7割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が [33万円] 以下の場合
5割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が 33万円を超え、[33万円 + 27万円 × 被保険者数] 以下の場合
2割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が 33万円を超え、[33万円 + 49万円 × 被保険者数] 以下の場合

★軽減制度の適用には、世帯主および国民健康保険加入者の前年中の収入の申告が必要となります。

※収入がない人、非課税収入（遺族年金、障害年金、雇用保険金など）だけの人も申告が必要です。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）

☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

